

生涯現役地域づくり環境整備事業に係る企画書の評価等について

1 評価委員会の設置等

- (1) 厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課（以下「事務局」という。）に生涯現役地域づくり環境整備事業（以下「環境整備事業」という。）の企画書評価のため、生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 評価委員会は、提出された環境整備事業に係る企画書の内容について、評価を行う。また、環境整備事業の最終評価等を行う。
- (3) 評価委員会の委員は、高齢者雇用や地域福祉、自治体事業等についての学識経験等の見識を有する者のうちから、職業安定局長が委嘱する。

2 企画書の評価

- (1) 提案のあった企画書（仕様書 6（2）の規定に基づき、評価委員会に諮らずに国において不採択とされたものを除く。）について、「生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準」に基づき、以下の項目について委員ごとに採点する（加点項目を除く）。

なお、再応募の協議会については、前回採択された環境整備事業を踏まえた内容になっていることも含め採点する。

ア 事業戦略

短期的及び中長期的に地域が目指す姿や目標が明確であり、それに向けた戦略として、環境整備事業の実施による実現可能性が十分であること。

イ 事業実施の準備

高年齢者等の雇用・就業機会の確保に関し、計画区域内の地域の実情や課題、区域内の地域資源（企業や就業・社会参加の場）について、適切に把握・分析を行い明確に示されていること。

地域の課題解決に向け、計画区域内の状況を踏まえて適切に重点業種を設定していること。

ウ 事業実施の体制

多様な雇用・就業等の機会の確保や、地域福祉や地方創生等との連携促進、将来の自走に向けた資金調達の推進等の本事業の目的に照らし、協議会が、必要な実績を有し、多様性のある地域の関係者によって適切に構成されていること。また、協議会メンバーが主体的に連携・協力できると期待できること（コンサルタント任せの体制等になっていないこと）。

協議会を構成するそれぞれのメンバーについて、協議会に参画する趣旨や、本事業の実施において期待される主な役割や実施する取組の内容が明確になっている

こと。

地域において既に定着している地域福祉や地方創生等の取組と本事業との一体的な展開を促進する観点から、自治体内の関係部署の協力・連携体制と各部署の主な役割は十分明確になっていること。

エ 事業内容

本事業と一体的に展開される自治体事業等について、本事業終了後にも地域のプラットフォームとして安定的に機能すると期待できること。また、本事業との連携の具体的な方法と期待する相乗効果が十分検討されていること。

支援対象者及び就業形態の範囲について、地域の課題解決に向けて適切に設定していること。

支援メニューの内容について、地域において設定した支援対象者や重点業種等を踏まえ、具体的かつ効果的な内容となっていること。

オ 事業の効果

アウトプット・アウトカム目標が、客観的かつ各支援メニューと整合性があり、支援メニューの効果を判断するための適切な指標となっていること。

アウトプット・アウトカム目標値（高年齢者の雇用・就業者数を除く）について、地域内人口や企業数等を考慮した上で、適切に算出されているか。

事業実施期間の取組は、仕様書で提示された各年度において期待される取組の質的目標を踏まえて、事業実施期間中の取組を拡張し、事業終了後の持続可能性を高めるよう設計されていること。

カ 事業実施後の持続

本事業終了後の協議会の持続に向けて、現時点で想定する具体的な取組内容やスケジュール、協議会の体制等について明確に示されていること。

本事業終了後の協議会の持続に向けた内容が、実現可能性の観点から無理のない想定が成されていると考えられること。

本事業終了後の取組の継続に向けた資金調達の計画は、現実的なものといえること（計画上の記載内容に加え、過去の資金調達の実績等があればそれを踏まえ判断する）。

- (2) (1) による採点の結果を一覧（別紙1）に整理し、全項目の採点を合計した点数を総得点として、基準点（57点×7人＝399点）を超えた提出者を契約候補者とし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、総得点の高い契約候補者から順に予算の範囲内で契約を締結することとする。

なお、同一の評価項目について、2人以上の委員から審査基準「失格」の評価を受けた企画書の提案者は契約候補者として選定しない。ただし、評価委員会からの指摘等に基づき事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件を付すことにより、事業目的等の達成が見込まれる場合にはこの限りでない。

(3) 総得点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

ア 「A」の数が多い者を契約候補者とする。

イ 「A」の数と同数の場合は、くじ引きにより契約候補者を選定する。

3 企画書評価結果の報告

評価委員会は、事務局を通じ、評価結果を各労働局支出負担行為担当官へ報告を行う。各労働局支出負担行為担当官は、企画書の提出者に対して評価結果を通知する。なお、選抜された企画書に対して、必要に応じて評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

4 事業の継続の判断及び総括評価

環境整備事業の実施状況、アウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況などを踏まえ、「生涯現役地域づくり環境整備事業に係る継続等基準について」（別紙2）に基づき、事業の継続の可否を判断するとともに、各事業の最終年度の終了後、3年間の総括評価を行う。

生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準

〇〇協議会

委員 〇〇 〇〇

〇／95(105)

A:特に優れている、B:優れている、C:普通、D:やや劣る、E:劣る 基準点57点

評価項目		評価基準	配点	配点				
				A	B	C	D	E
事業戦略 5	明確な 事業目標・戦略	短期的及び中長期的に地域が目指す姿や目標が明確であり、それに向けた戦略として、環境整備事業の実施による実現可能性が十分であるか(事業構想全体が、目標の実現可能性のあるものとして成立しているか)。		5	4	3	1	0
事業実施 の準備 10	地域の課題や地域資源の把握・分析	高年齢者等の雇用・就業機会の確保に関し、計画区域内の地域の実情や課題、区域内の地域資源(企業や就業・社会参加の場)について適切に把握・分析を行い、明確に示されているか。		5	4	3	1	0
	課題解決に向けた重点業種の設定	把握・分析した地域の課題解決に向け、計画区域内の状況を踏まえた適切な重点業種を設定しているか。		5	4	3	1	0
事業実施 の体制 20	協議会の構成(2倍)	多様な雇用・就業機会の確保や、地域福祉や地方創生等との連携促進、将来の自走に向けた資金調達の推進等の本事業の目的に照らし、協議会は、必要な実績を有し多様性のある地域の関係者によって、適切に構成されているか。また、協議会は、メンバーが主体的に連携・協力できると期待できるか(コンサルタント任せの体制等になっていないか)。		10	8	6	失格	
	協議会における役割と責任	協議会を構成するそれぞれのメンバーについて、協議会に参画する趣旨や、本事業の実施において期待される主な役割や実施する取組の内容が明確になっているか。		5	4	3	失格	
	計画策定自治体内の連携体制	地域において既に定着している地域福祉や地方創生等の取組と本事業との一体的な展開を促進する観点から、自治体内の関係部署の協力・連携体制と各部署の主な役割は十分明確になっているか。		5	4	3	失格	
事業内容 20	自治体事業等との連携(2倍)	地域福祉や地方創生等の取組と本事業との連携内容が具体的であり、期待する相乗効果が十分検討されているか。		10	8	6	2	0
	事業対象の適格性	支援対象者及び就業形態の範囲は、地域の課題解決に向けて適切に設定されているか。		5	4	3	1	0
	支援メニューの効果	支援メニューの内容は、地域において設定した支援対象者や重点業種等を踏まえ、具体的かつ効果的な内容となっているか。		5	4	3	1	0
事業の効果 10	アウトプット・アウトカム目標内容の適格性	アウトプット・アウトカム目標は、客観的かつ各支援メニューと整合性があり、支援メニューの効果を判断するための適切な指標となっているか。		5	4	3	1	0
	アウトプット・アウトカム目標値の適格性	アウトプット・アウトカム目標値(高年齢者の雇用・就業者数を除く)について、地域内人口や企業数等を考慮した上で、適切に算出されているか。		5	4	3	1	0
事業実施 後の持続 20	事業終了後の協議会のあり方	本事業終了後の協議会の持続に向けて、現時点で想定する具体的な取組内容やスケジュール、協議会の体制等について明確に示されているか。		5	4	3	失格	
	事業終了後の協議会構想実現可能性(2倍)	本事業終了後の協議会の持続に向けた内容は、実現可能性の観点から無理のない想定がされていると考えられるか。		10	8	6	失格	
	資金調達計画の具体性	本事業終了後の取組の継続に向けた資金調達の計画は、現実的なものといえるか(計画上の記載内容に加え、過去の資金調達の実績等があればそれを踏まえ判断する)。		5	4	3	1	0
小計			0					

→次頁へ続く

評価項目		評価基準	配点	配点				
				A	B	C	D	E
目標設定に関する指標 10	アウトカム目標の量的評価 (雇用・就業者数)	2年度目及び3年度目アウトカム目標(高年齢者の雇用・就業者数)の平均値に係る対象地域の60歳以上高齢者人口1,000人当たりの人数※1 A 10.0人以上 B 5.0人以上10.0人未満 C 3.0人以上5.0人未満 D 1.1人以上3.0人未満 E 1.1人未満		10	8	6	2	失格
小計			0					

評価項目		評価基準	配点	配点
協議会設立要件 5	既存プラットフォーム機能の活用	事業実施主体となる協議会について、新規に設立するのではなく、既存のプラットフォーム機能を基盤として高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会に位置づけている。ただし、再応募の協議会については、評価対象外。		5
小計			0	

評価項目		評価基準	配点	配点
ワーク・ライフバランス等の推進に関する指標 ※2	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし ※3		5
		えるぼし3段階目 ※4 (認定基準5つのうち全て○)		4
		えるぼし2段階目 ※4 (認定基準5つのうち3～4つ○)		3
		えるぼし1段階目 ※4 (認定基準5つのうち1～2つ○)		2
		行動計画 ※5		1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業)	プラチナくるみん ※6		5
		くるみん(令和7年4月1日以降の基準) ※7		4
		くるみん(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準) ※8		3
		トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準) ※9		3
		くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) ※10		3
		トライくるみん(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準) ※11		3
		くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※12		2
		行動計画(令和7年4月1日以後の基準) ※5、※13		1
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)			4
小計		0		
合計		0		

- ※1 以下の計算式により算出する。
(2年度目の目標値+3年度目の目標値)/2/(60歳以上人口(令和2年度国勢調査より)/1,000)(1,000人未満切り捨て)
- ※2 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※3 女性活躍推進法第12条に基づく認定。
- ※4 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※5 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※6 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定(ただし、※10及び※12の認定を除く。)
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定(ただし、※12の認定を除く。)
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定
- ※12 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定
- ※13 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの
- ※14 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

生涯現役地域づくり環境整備事業に係る継続等基準について

事業の実施期間は最大3年度間ではあるが、各年度の支援メニューごとのアウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況について、下記の事業継続の可否及び改善計画の作成の基準（以下「継続等基準」という。）に基づき、事業継続の可否等を決定します。

継続等基準

ア 第1期の評価基準期間の実績に基づく措置

- a. 第1期のアウトプット実績が計上されず、実施していないと判断される支援メニューが一つでも存在する場合は、原則として、事業2年目の事業全体の継続を不可とします。
- b. 第1期のアウトカム実績が、目標の5割以下の支援メニューは、事業2年目の該当支援メニュー実施に当たっての改善計画の作成とその実行を指示します。なお、「高年齢者の雇用・就業者数」、「高年齢者以外の者の雇用・就業者数」について、各支援メニューではなく、事業全体のアウトカム指標として設定している場合は、事業全体の改善計画の作成やその実行を指示します。

イ 第2期の評価基準期間の実績に基づく措置

- a. 第2期のアウトプット実績が計上されず、実施していないと判断される支援メニューが一つでも存在する場合は、事業3年目の事業全体の継続を不可とします。
- b. 第2期のアウトカム実績が目標の8割以下の支援メニューは、事業3年目の該当支援メニュー実施に当たっての改善計画の作成とその実行を指示します。なお、「高年齢者の雇用・就業者数」、「高年齢者以外の者の雇用・就業者数」について、各支援メニューではなく、事業全体のアウトカム指標として設定している場合は、事業全体の改善計画の作成やその実行を指示します。

【参考：評価基準期間】

- ・ 第1期 事業開始から事業1年目の第3四半期まで
- ・ 第2期 事業1年目の第4四半期から事業2年目の第3四半期まで
- ・ 第3期 事業2年目の第4四半期から事業3年目の第3四半期まで